東大阪市長 野 田 義 和 様

東大阪市景観審議会 会長 片 山 隆 男

答 申 書

令和5年7月27日付け東大阪土み第1918号で諮問のありました、東大阪市景観審議会の 案件のうち、デザイン部会の審議予定案件として承諾していた下記案件について、令和6年2月 22日に開催したデザイン部会にて審議しましたので、下記のとおり答申します。

記

一. 議案第1号 東大阪市水道庁舎整備事業について (諮問)

- 1. 建物のデザインについて、機能面のみを重視せず、建物自体が収まりの良い、地域の拠点となるようなものとされたい。
- 2. 外壁について、施設用途から安易に連想されるような色彩の選定は避け、やさしさやゆとりを感じさせる、落ち着いた仕上げとされたい。
- 3. 周辺が密集した市街地であり、また、主たる面となる敷地西側の歩道が狭いため、セット バック等でゆとりのある歩行者空間を確保した上で、十分な植栽をされたい。

二. 議案第2号 (仮) 東大阪市児童相談所及び図書館に係る複合施設整備事業について (諮問)

- 1. 敷地内における高低差の解消について、この土地の歴史や履歴を充分に調査し把握した上で判断されたい。
- 2. デザインや色彩等において、施設用途や地域の特徴から安易に連想されるようなものとならないようにされたい。
- 3. 山が近いため、賑わいを演出する場合は1、2階程度とし、上層階はシンプルですっきり としたデザインとされたい。

三. 議案第1号・2号共通

1. BTO方式の場合は、設計者と市の担当者の間にデベロッパーが介在するため、設計者の アイデア等を十分に活かせない恐れがあるため、市の担当者が主導権を握り、設計者の意 見を考慮できるように努められたい。